

## Ⅲ 届出書等の記載方法について

### 1 届出書作成の留意点

(以下では新設の届出書について説明しますが、変更届出の際も適宜参照して下さい)  
届出書及び添付書類は、原則全て縦覧に供しますので、閲覧者に記載事項が分かりやすいよう工夫して下さい(添付書類にインデックスラベルをつけるなど)。

また、届出書及び添付書類のサイズは日本工業規格A4としますが、添付書類の図面等規格外の書類は折り込んでA4サイズ以下にして下さい。

### ○ 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

建物設置者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しと相違しないようにし、届出者が2人以上の場合は、建物設置者全員の連名で届出を行って下さい。

施行規則に規定される届出書については、届出者名の末尾に押印をお願いします。ただし添付書類、運用要綱で規定する申請書又は通知書等についての押印は不要です。

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称を「(仮称)○○」で届出する場合は、正式な名称が決定した時点で立地法第6条第1項の変更届出書(施行規則様式第2)を提出して下さい。所在地は不動産登記法にいう地番とし、建物設置場所の地番が複数ある場合は、全て記載するか若しくは店舗部分の最も大きな部分を占める地番の1つを記載し末尾に「外」と記載して下さい。

### 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

届出を行う大規模小売店舗において小売業者を行う者が複数ある場合、主な小売業者(店舗面積が千㎡を超える小売業者等)について記載し、末尾に「外」と記載し、施行規則第4条第1項第2号で規定される「主として販売する物品の種類」を記載する添付書類に全ての小売業者名等を記載して下さい。(本手引23頁参照)

※新設の届出において小売業者名等は原則全てを一括して届出しますが、一部が未定等の理由により一括して届出を行うことが困難な場合には、少なくとも核となる小売業者について届出を行って下さい。

なお、小売業者が決定した場合には、速やかに変更届出(法第6条第1項)を行って下さい。(店舗全体で主要取扱品の割合が変更となり指針に基づいて算出した廃棄物等の保管施設の容量を変更する場合は変更届出(法第6条第2項)を行って下さい。)

### 3 大規模小売店舗の新設(又は変更)をする日

当該大規模小売店舗内の小売業者が開店する予定日を記載し、小売業者によって開店予定日が異なる場合は、一番早い小売業者の開店予定日を記載して下さい。開店予定日は届出日から8ヶ月以降の日として下さい。(変更届出の場合は本手引14頁「届出時期」参照)

#### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

店舗面積は小数点以下を切り上げて記載して下さい。(例)1,234.4㎡→1,235㎡

#### 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

下記項目の施設位置については、別途添付書類の図面上に表示して下さい。

また、それぞれの施設が複数ある場合には図面上に符号を付し、届出書上には符号ごとに表形式等で記載し、表の末尾に合計欄を設けて下さい。

##### (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の種類について、本手引20頁の例を参考に記載して下さい。また、軽自動車専用の駐車場台数、1台当たりの区画の面積等も参考までに記載して下さい。

##### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

備考欄に、原動機付自転車が駐輪可能な台数を参考までに記載して下さい。

##### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の面積には、搬出入車両が作業中に駐停車する場所及び荷さばき待ちの車両が待機するための専用の区画を含みます。台数は、当該店舗に搬出入を行う平均的な車両の大きさを想定した駐車可能台数を記載して下さい。

##### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の容量の合計を記載して下さい。

#### 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

時刻は24時間表示で記載して下さい。また複数の小売業者があり、それぞれ開店時刻、閉店時刻が異なる場合には最も早い開店時刻と最も遅い閉店時刻を記載し、施行規則第4条第1項第2号に規定される「主として販売する物品の種類」を記載する添付書類に詳細を記載して下さい。(本手引23頁参照)

##### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場ごとに利用できる時間帯が異なる場合には、利用可能な最も早い時刻と最も遅い時刻を記載し、表形式で駐車場ごとにそれぞれ添付書類の図面上につけた符号で区別し、利用可能時間帯を記載して下さい。

##### (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数を記載し、位置を添付書類の図面(建物の配置図)に表示して下さい。

##### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設が複数あり稼働時間が異なる場合には、利用可能な最も早い時刻と最も遅い時刻を記載し、表形式で荷さばき施設ごとにそれぞれ添付書類の図面上につけた符号で区別し、稼働時間帯を記載して下さい。